

国立大学法人秋田大学の役職員の報酬・給与等について

平成16年度に係る本学役員の報酬等及び職員の給与水準の資料を公表します。
公表の趣旨及び公表に至る経緯は次のとおりです。

公表の趣旨

役職員の報酬・給与等に関する情報を、国民及び関係者に分かりやすく提供するもの

公表の経緯等

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(H16.9.10閣議決定)

- 4 独立行政法人(国立大学法人及び大学共同利用機関法人を含む。以下同じ。)の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表することとする。



国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)を新規に策定(H17.2.7)



各国立大学法人等及び文部科学大臣がホームページで公表
(財務諸表の提出時期)

国立大学法人秋田大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

役員の報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	19,236	13,752	5,484	0 ()		
理事 (4人)	55,271	37,925	15,674	49 (通勤手当) 162 (扶養手当) 846 (異動保障手当) 123 (寒冷地手当) 492 (単身赴任手当)		
理事 (非常勤) (1人)	2,500	2,500	0	0 ()		
監事 (1人)	10,674	8,448	2,226	0 ()		
監事 (非常勤) (1人)	1,800	1,800	0	0 ()		

注: 「異動保障手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費等が特に高い地域に在勤する機関から人事交流により採用した理事に支給されているものである。

役員の退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長					該当者なし
理事					該当者なし
監事					該当者なし

職員給与について

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
			千円	千円	千円	千円
常勤職員	1,131	44.4	7,015	5,123	38	1,892
事務・技術	271	45.9	6,011	4,401	57	1,610
教育職種 (大学教員等)	469	47.6	8,779	6,383	28	2,396
医療職種 (医師)	該当者なし					
医療職種 (看護師)	258	37.6	5,105	3,752	29	1,353
技能・労務職種	10	56.2	5,729	4,204	75	1,525
教育職種 (附属高校教員等)	19	38.7	6,876	5,102	65	1,774
教育職種 (附属義務教育学校教員等)	44	40.8	6,820	5,044	64	1,776
医療職種 (医療技術職員)	57	43.9	5,907	4,314	45	1,593
指定職種	3	61.2	15,118	10,889	8	4,229
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員等)						
医療職種 (医師)						
医療職種 (看護師)						
再任用職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員等)						
医療職種 (医師)						
医療職種 (看護師)						

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	86	40.4	3,491	3,105	36	386
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	25	52.1	3,800	2,820	57	980
教育職種 (大学教員等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
医療職種 (医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	53	33.5	3,228	3,228	19	0
医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	53.9	3,972	2,964	100	1,008
医療職種 (医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、警務員、自動車運転手、作業員等を示す。

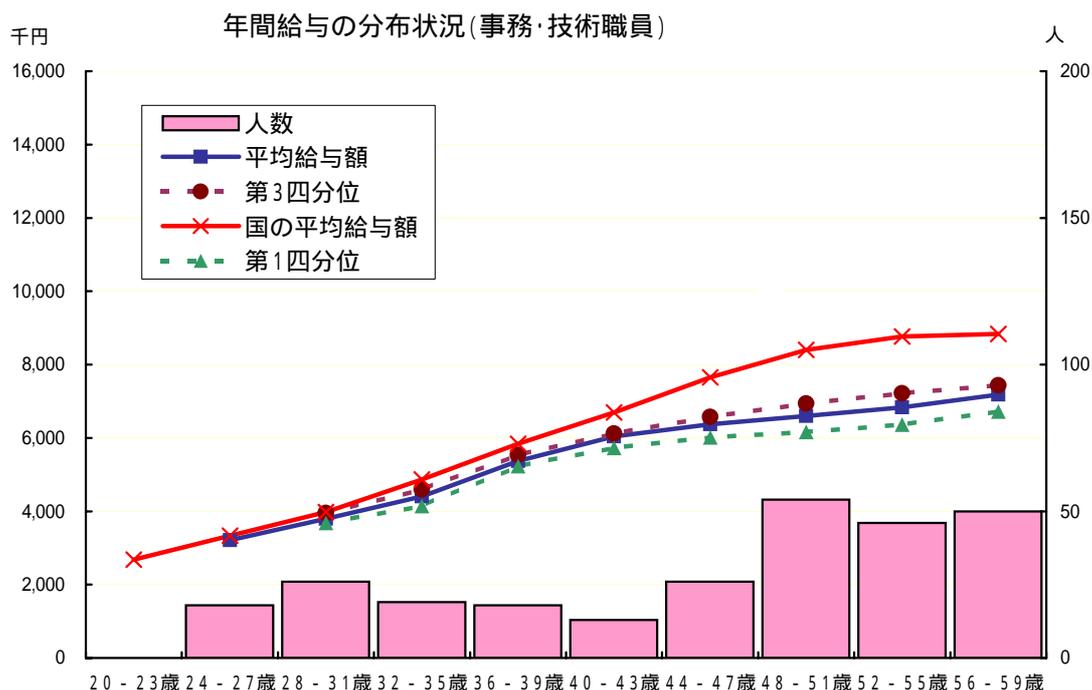
注3:「教育職種(附属高校教員等)」とは、附属養護学校教員を示す。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

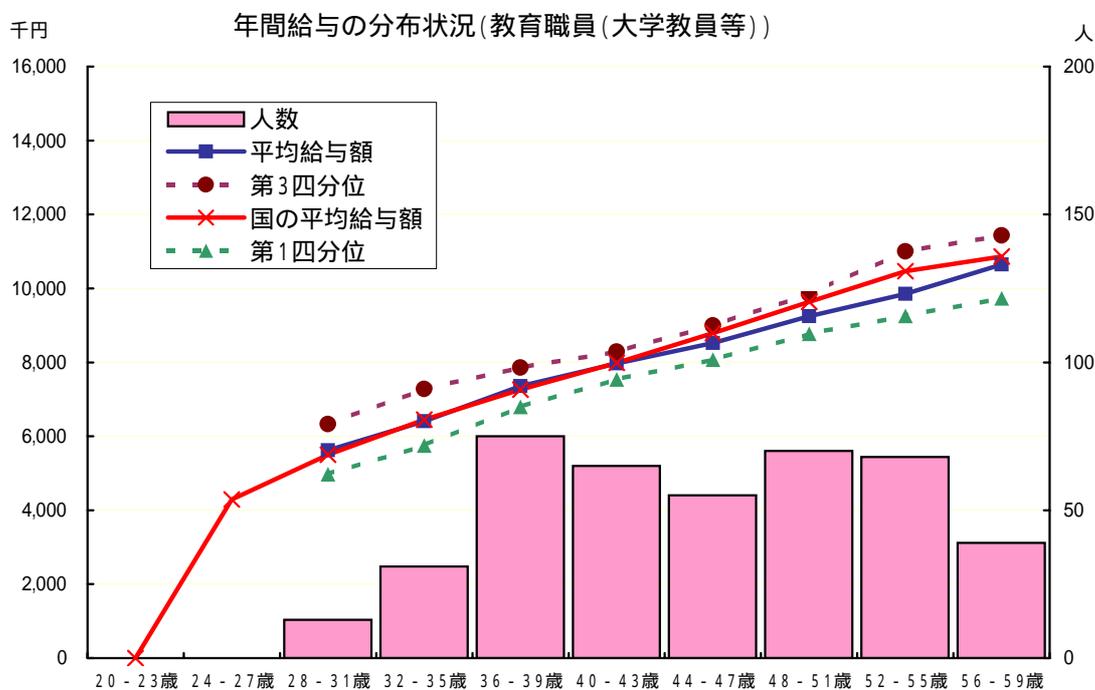
注5:「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

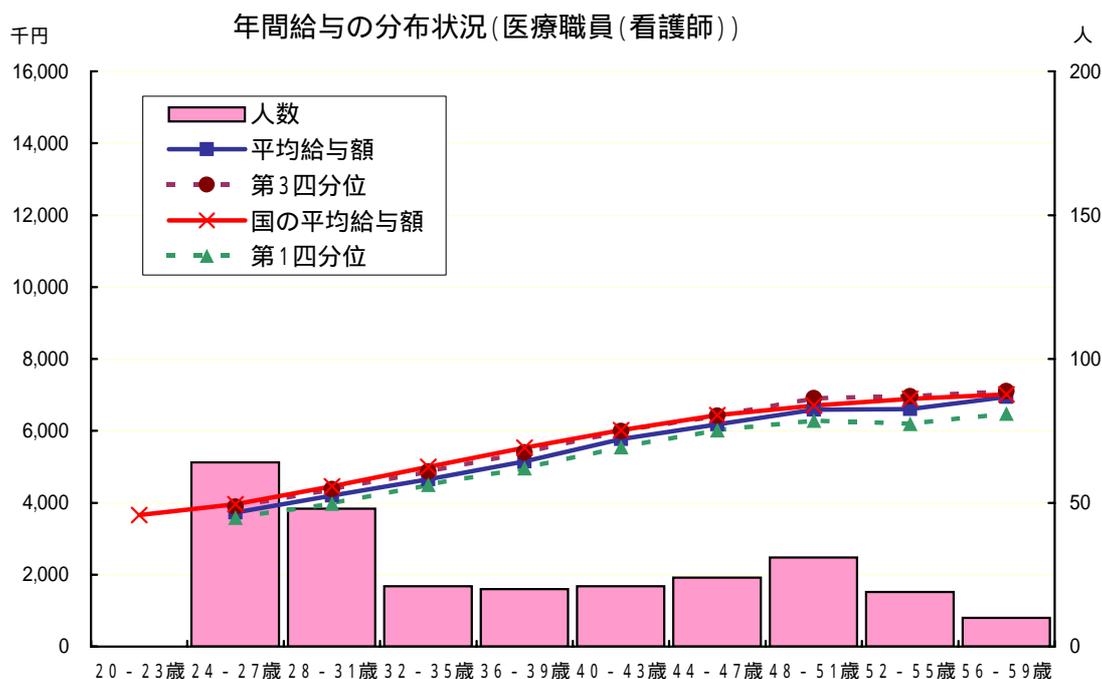
注6:非常勤職員の教育職種(大学教員等)、医療職種(看護師)及び医療職種(医療技術職員)については、
 該当事者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項
 については記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員等) / 医療職員(看護師))(在外職員,任期付職員及び再任用職員を除く。以下, まで同じ。)



注: 年齢20-23歳の該当者は1名のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与については表示していない。





(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
部長	2				
課長	18	53.5	7,782	8,061	8,310
課長補佐	65	53.6	6,505	6,862	7,201
係長	111	48.5	5,920	6,237	6,607
主任	24	42.7	4,433	5,126	5,725
係員	51	28.8	3,267	3,612	3,941

注1:本法人には「本部課長」及び「地方課長」の区分がないため、原則として「本部課長」を掲げるところ「本部」と「地方」を省略して記載した。なお「課長」には、課長相当職である「室長」及び「事務長」を含む。

注2:部長の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

(教育職員(大学教員等))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	162	55.7	9,870	10,557	11,237
助教授	133	47.1	8,061	8,600	9,204
講師	60	42.6	7,515	7,995	8,783
助手	114	39.3	6,152	6,760	7,469

(医療職員(看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
看護部長	1				
副看護部長	3	52.2	-	6,984	-
看護師長	20	51.8	6,672	6,859	7,030
副看護師長	58	45.9	5,766	6,105	6,479
看護師	176	32.9	3,797	4,481	4,966

注:看護部長は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員等)/医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	一般職員	主任・一般職員	係長・主任	係長・主任
人員 (割合)	271 人 ()	1 人 (0.4%)	20 人 (7.4%)	44 人 (16.2%)	60 人 (22.1%)	76 人 (28.0%)
年齢(最高～最低)			28～24 歳	52～27 歳	57～35 歳	59～44 歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円 2,634～2,085	千円 3,890～2,596	千円 4,714～3,459	千円 5,312～4,288
年間給与額(最高～最低)		千円	千円 3,490～2,853	千円 5,337～3,556	千円 6,414～4,812	千円 7,263～5,958

区分	6級	7級	8級	9級	10級	11級
標準的な職位	課長補佐・係長	課長・課長補佐	課長	部長	局長・部長	局長
人員 (割合)	47 人 (17.3%)	17 人 (6.3%)	4 人 (1.5%)	2 人 (0.7%)	該当者なし ()	該当者なし ()
年齢(最高～最低)	59～47 歳	59～40 歳	55～49 歳			
所定内給与年額(最高～最低)	千円 6,054～4,773	千円 6,550～5,024	千円 6,299～6,104	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)	千円 8,017～6,705	千円 8,660～7,069	千円 8,656～8,302	千円	千円	千円

注:人員数が2名以下の級については,当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員等))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授
人員 (割合)	469 人 ()	該当者なし ()	114 人 (24.3%)	60 人 (12.8%)	133 人 (28.4%)	162 人 (34.5%)
年齢(最高～最低)			61～29 歳	59～29 歳	64～32 歳	64～39 歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円 7,494～3,459	千円 6,985～3,774	千円 8,301～5,090	千円 9,281～5,760
年間給与額(最高～最低)		千円	千円 9,587～4,735	千円 9,399～5,155	千円 11,047～6,987	千円 13,181～8,162

(医療職員(看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	258人	該当者なし (%)	175人 (67.8%)	65人 (25.2%)	17人 (6.6%)	該当者なし (%)	1人 (0.4%)
年齢(最高 ~最低)			56~24歳	58~34歳	59~48歳		
所定内給 与年額(最高 ~最低)			4,809~2,464千円	5,213~3,518千円	5,376~4,712千円		
年間給与 額(最高 ~最低)			6,559~3,355千円	7,134~4,777千円	7,383~6,635千円		

注: 6級における該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成16年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員等) / 医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.0%	67.2%	66.1%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.0%	32.8%	33.9%
	最高~最低	42.3~32.0%	45.3~26.8%	43.8~29.9%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.4%	69.5%	68.0%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.6%	30.5%	32.0%
	最高~最低	36.4~30.7%	37.3~25.9%	36.8~28.9%

(教育職員(大学教員等))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.4%	67.9%	66.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.6%	32.1%	33.3%
	最高~最低	36.4~32.6%	36.9~29.5%	36.4~31.1%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.3%	69.5%	68.0%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.7%	30.5%	32.0%
	最高~最低	36.4~31.4%	36.8~28.0%	36.4~29.9%

(医療職員(看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.7	69.3	67.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.3	30.7	32.4
	最高～最低	37.3～31.8	37.3～28.9	36.8～30.3

注:医療職員(看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員等)/医療職員(看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

82.8

対他の国立大学法人等

97.0

(教育職員(大学教員等))

対国家公務員(旧教育職(一))

97.6

対他の国立大学法人等

96.2

(医療職員(看護師))

対国家公務員(医療職(三))

95.4

対他の国立大学法人等

97.5

注:「対他の国立大学法人等」は、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

総人件費について

区分	当年度 (平成16年度)	前年度 (平成15年度)	比較増減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増減
給与、報酬等支給総額(A)	千円 11,380,648	千円 11,347,990	千円 (%) 32,658 (0.3)	千円 (%) - (-)
人件費 (A)+退職手当繰入+法定福利厚生費)	千円 12,631,825	千円 12,398,805	千円 (%) 233,020 (1.9)	千円 (%) - (-)
最広義人件費	千円 14,200,708	千円 13,838,939	千円 (%) 361,769 (2.6)	千円 (%) - (-)

注:「前年度(平成15年度)」の数値には法人化により必要となった雇用保険の事業主負担分及び労働者災害補償保険分は含まれていない。

報酬・給与の考え方、改定について

1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区 分	改定の有無	改定率(平均)	本俸の主な改定内容	手当の主な改定内容
法人の長	無			
役員(常勤)	無			
役員(非常勤)	無			
職 員	有		該当なし	・宿日直手当の廃止 ・呼出診療手当の新設 ・極地観測手当の新設 ・寒冷地手当の引き下げ及び支給方法の見直し ・勤務1時間あたり給与額算出方法の改正

2 役員報酬

平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔 本学役員報酬規程において、期末特別手当の支給額については国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、当該役員の職務の実績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することとしている。 〕

役員報酬水準の改定内容

法人の長	{	該当なし	}
理事	{	該当なし	}
理事(非常勤)	{	該当なし	}
監事	{	該当なし	}
監事(非常勤)	{	該当なし	}

3 職員給与

人件費管理の基本方針

〔 人件費管理は、部局別等の配分は行わず全学管理(人件費予算総額管理)とし、中期計画の予算、収支計画及び資金計画における人件費見積額の範囲内で、人事院勧告等を考慮し、その効率化を図る。 〕

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 給与水準の決定に当たっては、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めることとしている。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 職員の勤務成績の評定結果を基に、当該結果に応じた勤勉手当支給割合の増減、昇給及び昇格・降格の措置を実施する。 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ、支給割合及び支給額を決定する。
昇格・降格	昇格:従事する職務に応じ、かつ、勤務実績に基づいて上位の級に昇格させることができる。 降格:勤務実績が良くない場合、下位の級に降格させることができる。
昇給	職員が現に受けている号俸を受けるに至った時から、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
特別昇給	職員が表彰された場合、又は勤務成績が特に良好である場合に特別昇給を行うことができる。

ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

1. 医学部附属病院における宿日直勤務体制の見直しによる宿日直手当等の改正
 - 1) 業務当直による宿日直手当(手当額: 医師20,000円, 薬剤師等5,900円)の廃止
 - 2) 管理当直による宿日直手当(手当額: 医師15,000円)の新設
 - 3) 医師の呼出診療体制導入による呼出診療手当(手当額: 20,000円)の新設
2. 南極観測業務に従事した場合に支給する極地観測手当の新設
 - 1) 業務に従事した日1日につき, 職務の級に応じて4段階の手当額設定
3. 人事院勧告の勧告内容に準拠した寒冷地手当の改正
 - 1) 支給方法を, 基準日(10月末日)一括支給から, 11月~3月までの5ヶ月間の月額性に変更
 - 2) 手当額を世帯等の区分に応じ17,800円・10,200円・7,360円とし, 平成21年3月まで経過措置を設定
4. 極地観測手当の新設及び寒冷地手当支給要件の改正に伴う勤務1時間あたりの給与額算出方法の改正

法人が必要と認める事項

特になし